


様式第8号及び様式第9号中「」を削る。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、様式第8号及び第9号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(環境保全課)

富山県地下水の採取に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第21号

富山県地下水の採取に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県地下水の採取に関する条例施行規則（昭和52年富山県規則第6号）の一部を次のように改正する。


様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第2条関係）」に改める。


様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第2条関係）」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第2条関係）」に改める。

様式第4号中「様式第4号」を「様式第4号（第2条関係）」に改める。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号（第2条関係）」に改める。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号（第4条関係）」に改め、「」を削る。

様式第7号中「様式第7号」を「様式第7号（第5条関係）」に改め、「」を削る。

様式第8号中「様式第8号」を「様式第8号（第6条関係）」に改める。

様式第9号中「様式第9号」を「様式第9号（第8条関係）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(環境保全課)

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第22号

富山県児童福祉法等施行規則の一部を改正する規則

富山県児童福祉法等施行規則（昭和41年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第14条の8の見出しを「（指定障害児通所支援事業の再開等の届出等）」に改め、同条各号列記以外の部分中「申請書又は」を削り、同条第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第7号までを3号ずつ繰り上げる。

第27条の3第1項中「第2条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同条第2項中「第12条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

様式第30号の8から様式第30号の11までを次のように改める。

様式第30号の8から様式第30号の11まで 削除

様式第48号中

「 児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項の規定により、次のとおり同項第1号の面会（同項第2号の通信）を制限します。 」

を

「 児童虐待の防止等に関する法律第12条第1項（第3項）の規定により、次のとおり同項第1号の面会（同項第2号の通信）の全部（一部）を制限します。同条第3項の面会（通信） 」

に、

制限を行う理由 となつた事実の 内容	
--------------------------	--

を

制限の内容	
制限を行う理由	

となつた事実の 内容	
---------------	--

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第27条の3及び様式第48号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県児童福祉法等施行規則に定める様式による用紙は、当面の間、所要の調整をして使用することができる。

(こども家庭室)

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第23号

児童福祉施設に係る負担金に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉施設に係る負担金に関する規則（昭和39年富山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

殿

厚生センター所長 印
児童相談所長 印

負担金決定（変更）通知書

助産の実施がされた

母子保護の実施がされた
に
児童自立生活援助の実施がされた
入所措置された

本人分
の
扶養義務者分

負担金の額を次のとおり決定（変更）し、児童福祉法第56条第2項の規定により徴収することとしたので別途送付される納入通知書により納付されるよう通知します。

1 負担金の額

月額負担金 金 円（ 階層）
ただし、月分は 金 円

上記の金額は、児童福祉施設に係る負担金に関する規則 第5条第1項 の規
第5条第2項

定により算定しています。

2 負担金決定の根拠となつた税額等

年度市町村民税額等 均等割 有・無
所得割 円

3 負担開始（変更）年月日

年 月 日

4 備考（変更の理由等）

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができません。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分の日（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができません。

別表中「平成30年4月1日」を「令和8年4月1日」に改める。

(環境保全課)

富山県告示第156号

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定についての一部改正について

騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について（昭和60年富山県告示第600号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

別表中「平成30年4月1日」を「令和8年4月1日」に改める。

(環境保全課)

富山県告示第157号

振動規制法に基づく地域の指定等についての一部改正について

振動規制法に基づく地域の指定等について（昭和53年富山県告示第360号）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

別表中「平成30年4月1日」を「令和8年4月1日」に改める。

(環境保全課)

富山県告示第158号

悪臭防止法に基づく規制地域の指定等についての一部改正について

悪臭防止法に基づく規制地域の指定等について（昭和48年富山県告示第271号）の一部を次のように改正し、令和8年7月1日から施行する。

入札者名	合計点数
富士通Japan株式会社	340.0点